

# 扶養義務者相互間の贈与 ～生活費と教育費～

年の瀬が押し迫ってきました。贈与を予定されている方、本年度の贈与はお済みでしょうか？きちんと契約書を作成し、口座を通じてお金を動かしましょう。今回は、日常生活の中で贈与税の非課税とされる部分についてです。



『扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるために贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの』は贈与税の非課税とする（相続税法 21 条の 3①二）

## 1. 扶養義務者

扶養義務者については民法に規定されており、配偶者・直系血族及び兄弟姉妹、その他一定の親族とされています。所得税法における扶養親族の範囲とは異なりますので、注意が必要です。

## 2. 生活費又は教育費

生活費は、日常生活を営むのに通常必要な費用で治療費や養育費なども含みます。一方、教育費は子や孫の教育上通常必要と認められる費用で、義務教育に限られないので大学や習い事のための費用も認められます。

## 3. 通常必要と認められるもの

通常必要と認められるものとは、被扶養者の需要と扶養者の資力その他の一切の事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の財産とされています。さて、一気にぼんやりとしてきましたね。生活水準は各家庭によって異なり、金額などで線引きすることが適当ではないため、その生活水準を超えたやり取りでなければ認められるということでしょう。

## 4. 上記①～③の定義にはきっちり該当するが、一括で贈与を受けた場合

結果的に生活費等に使ったとしても、一括で贈与を受けると一時的にでも他の目的に使うことができちゃうので、課税対象となってしまいます。必要な金額を必要な都度、というのが原則です。

では、ここでケーススタディです。次の場合は非課税でよいのでしょうか、それとも課税されるのでしょうか。

### 《ケース1》

波兵衛は、ワガメに毎月仕送りするのは面倒なため、4年分の480万円（適正額）を一括して振り込んだ。  
⇒一括贈与に当たるため、480万円まるまるが贈与があった年分の贈与税の課税対象となります。

### 《ケース2》

波兵衛は、スイスの一流大学に合格した孫ダラオのために毎年合計1,000万円を振り込んでいる。  
⇒金額は大きいですが、適正額であるならば全額非課税となります。

### 《ケース3》

波兵衛は、カツオに生活費として毎月20万円（適正額）を仕送りしているが、カツオはそのうち毎月15万円を株式投資に運用し、その儲けを生活費の足しにした。  
⇒波兵衛は生活費のつもりで適正額を渡したとしても、カツオは生活費として使っていないため15万円×12か月分は贈与税の課税対象となります。

### 《ケース4》

遺産が入ってリッチになったカツオは、幼馴染の愛するガオリちゃんの学費と生活費全てを負担した。  
⇒ガオリちゃんは扶養義務者に該当しないため、全額が贈与税の課税対象です。

波兵衛『学費や生活費（適正額）の他に、毎年110万円まで贈与しても全額贈与税は非課税ということじゃな』